様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書 (特例承継計画)

●●●●年●月●日

●●県知事 殿

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号の確認 を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

| 主たる事業内容 | 生活関連サービス業(クリーニング業) |
|-------------|--------------------|
| 資本金額又は出資の総額 | 5,000,000 円 |
| 常時使用する従業員の数 | 8人 |

2 特例代表者について

| 特例代表者の氏名 | 経済 太郎 |
|----------|---------------------|
| 代表権の有無 | □有 □無(退任日平成30年3月1日) |

3 特例後継者について

| 特例後継者の氏名 (1) | 経済 一郎 |
|--------------|-------|
| 特例後継者の氏名 (2) | 経済 二郎 |
| 特例後継者の氏名 (3) | |

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画に

ついて

| 株式を承継する時期(予定) | 平成30年3月1日相続発生 |
|---------------|---|
| 当該時期までの経営上の課題 | (株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます) |
| 当該課題への対応 | (株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合 には、記載を省略することができます) |

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

| 実施時期 | 具体的な実施内容 |
|------|-----------------------------------|
| 1年目 | 郊外店において、コート・ふとん類に対するサービスを強化し、その内容 |
| | を記載した看板の設置等、広告活動を行う。 |
| | |
| 2年目 | 新サービスであるクリーニング後、最大半年間(又は一年間)の預かりサ |
| | ービス開始に向けた倉庫等の手配をする。 |
| | |
| 3年目 | クリーニング後、最大半年間(又は一年間)の預かりサービス開始。 |
| | (預かり期間は、競合他店舗の状況を見て判断。) |
| | |
| | 駅前店の改装工事後に向けた新サービスを検討。 |
| 4年目 | 駅前店の改装工事。 |
| | リニューアルオープン時に向けた新サービスの開始。 |
| | |
| 5年目 | オリンピック後における市場(特に土地)の状況を踏まえながら、新事業 |
| | 展開(コインランドリー事業)又は新店舗展開による売り上げ向上を目指 |
| | す。 |

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- ③ 申請書の写し(別紙を含む)及び施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付す

る。

④ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が記載する。

(記載要領)

- ① 「2 特例代表者」については、本申請を行う時における申請者の代表者(代表者であった者を含む。)を記載する。
- ② 「3 特例後継者」については、該当するものが一人又は二人の場合、後継者の氏名 (2)の欄又は(3)の欄は空欄とする。
- ③ 「4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画」については、株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができる。

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

| 認定経営革新等支援機関の名称 | ●● ●●税理士事務所 印 |
|-------------------|---------------|
| (機関が法人の場合) 代表者の氏名 | •• •• |
| 住所又は所在地 | ●●県●●市… |

2 指導・助言を行った年月日平成 30 年 5月 3日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

売上の7割を占める駅前店の改装工事に向け、郊外店の売上増加施策が必要。競合他店が 行っている預かりサービスを行うことにより、負の差別化の解消を図るように指導。

駅前店においても、改装工事後に新サービスが導入できないか引き続き検討。 サービス内容によっては、改装工事自体の内容にも影響を与えるため、2年以内に結論を 出すように助言。

また、改装工事に向けた資金計画について、今からメインバンクである●●銀行にも相談するようにしている。

なお、土地が高いために株価が高く、一郎・二郎以外の推定相続人に対する遺留分侵害の 恐れもあるため「遺留分に関する民法の特例」を紹介。